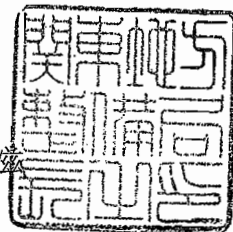




国 関 整 道 調 第 5 号
2 1 都 市 基 街 第 9 号
平 成 2 1 年 4 月 2 0 日

武蔵野市長 邑上 守正 様

国土交通省関東地方整備局長
菊 川 滋



東京都都市整備局長
只 腰 憲 久



東京都市計画道路（東京外かく環状道路）に係る要望について（回答）

平成21年3月19日付け武都ま第301号により要望のありました事項について、別紙のとおり回答するとともに、武蔵野市の要望の主旨を踏まえ、国土交通省と東京都が地域の課題に対し、現時点での考え方をとりまとめた「対応の方針」に反映します。

今後、この「対応の方針」に基づいて、事業実施の各段階において地域の課題に対して詳細な検討を実施して参ります。

国土交通省と東京都は、今後とも武蔵野市からの意見・要望について、真摯に対応して参りますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



「対応の方針」（素案）に係る武蔵野市の要望事項への回答

1. 最新のデータによる将来交通需要推計、経済効果等について

平成17年の道路交通センサスや新たな人口推計等の最新データをもとにした新たな交通需要推計による整備効果については、とりまとめ次第公表するとともに、丁寧かつ正確な情報提供を実施します。

2. 青梅街道インターチェンジ周辺における都市計画道路等の整備及び生活道路等の対策について

インターチェンジ周辺における都市計画道路、アクセス道路等については、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）（以下「外環」という。）の高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺生活道路への通過交通の流入を極力抑えるためには、外環の完成を見据え、都市計画道路ネットワークを計画的に整備していく必要があります。東京都では、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を選定し、事業化計画を策定しています。

しかしながら、武蔵野市の東部地域における都市計画道路については、要検討路線である外環の2の検討に際し、概成の武蔵野3・4・11号線（女子大通り）などの拡幅を含め、周辺道路整備のあり方について検討し、必要な対策を進めるよう努めて参ります。

生活道路への通過交通の進入に対する対策として、総合的な対策を実施できる事業制度の情報提供など、武蔵野市と連携し、適切な役割分担のもと、通過交通の流入制限等の措置についての検討や制度の活用に向けての支援を進めます。

3. 環境への影響について

外環事業における環境影響の把握については、大気質や地下水など環境影響評価の項目に応じて、工事の施行中及び完了後の状況を適切に把握するための監視体制を整え、結果については適宜公表します。

なお、今後の各段階においては、詳細な検討を実施する際に、必要な地質



調査や井戸調査など詳細な調査を実施します。また、必要に応じて有識者の意見も聴きながら、具体的な検討を実施します。

今後、武蔵野市と協力し、地域の状況に即した課題の具体的な対策を検討していくにあたり、より一層、地域のみなさまへわかりやすく丁寧に説明するとともに、類似事業の事例などの見学を行うなど、情報が十分伝わるよう努めます。

4. 今後の検討の進め方について

今後は、詳細な検討の各段階で、引き続きP Iの手法を取り入れ、地域のみなさまの意見を聴きながら、具体的な検討を実施します。なお、具体的なP Iの進め方については、武蔵野市の意見を聴きながら検討します。

5. トンネル内での火災、地震等について

交通事故や火災等の緊急時の対応、構造物の耐震性に関する安全性については、最新の設計基準やトンネルの消火施設や避難通路等の設置について定めた「道路トンネル非常用施設設置基準」など関係する基準を遵守するとともに、火災時の換気施設における対応など、起こりうる様々な状況を想定し、十分検討した上で避難路などの防災設備など詳細な設計を進めます。なお、検討には、国内外の事例や最新の知見も取り入れつつ、関係機関との調整を実施します。

6. 外環ノ2について

東京都は、地上部街路について、平成20年3月に「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにしました。

これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていく考えです。

検討にあたっては、外環本線について話し合う場とは別に、地上部街路に関する話し合いの場を新たに設け、地元のみなさまとの話し合いを行って参ります。また、これまで地域課題検討会で頂いたご意見は今後の地上部街路の検討に活かして参ります。



東京都は、沿線の各区市の意向を踏まえながら、話し合いの枠組みや、必要性やあり方を検討するためのデータ作成等、地上部街路に関する話し合いについての準備を進め、早期に地元のみなさまとの話し合いが実現できるよう努めて参ります。

・国土交通省は、外環計画のこれまでの経緯を踏まえ、外環ノ2の話し合いが行われる際には、話し合いに参加し、必要な協力を実施します。

7. 市民への情報の提供について

外環市民参画（地域P I）検討会やこれまでのオープンハウスなどにおいて頂いた多岐にわたる意見を真摯に受け止めるとともに、「対応の方針」（素案）に対する意見募集で頂いたご意見や、武蔵野市の要望を踏まえ、できる限り速やかに「対応の方針」を策定し公表します。